

平成23年1月24日
大臣官房総務課情報公開文書室
(担当・内線 室長 平嶋 壮州
室長補佐 大村 良平
(電話代表) 03(5253)1111(内線7321)

厚生労働省に寄せられた「国民の皆様の声」の集計報告について
(地方受付分)

厚生労働省に寄せられる「国民の皆様の声」につきましては、厚生労働行政の政策改善につながるきっかけとなるものであることから、一週間分の集計結果と現時点での対応等を取りまとめましたので、お知らせいたします。

(平成23年1月7日から平成23年1月13日受付分)

別紙

厚生労働省に寄せられた「国民の皆様の声」の集計報告(地方受付分)(11/1/24)

厚生労働省に寄せられた国民の皆様の声・集計報告(地方受付分)

平成23年1月7日～平成23年1月13日受付分

(単位:件)

組 織 名	来訪	電話	手紙	FAX	メール	計
大臣官房	0	1	0	0	0	1
医政局	0	0	0	0	0	0
健康局	0	0	0	0	0	0
医薬食品局	0	0	0	0	0	0
食品安全部	0	0	0	0	0	0
労働基準局	16	22	0	0	1	39
職業安定局	105	33	12	0	1	151
職業能力開発局	0	0	0	0	0	0
雇用均等・児童家庭局	1	2	0	0	0	3
社会・援護局	0	0	0	0	0	0
障害保健福祉部	0	0	0	0	0	0
老健局	0	0	0	0	0	0
保険局	1	2	0	0	0	3
年金局	0	0	0	0	0	0
政策統括官	0	0	0	0	0	0
合 計	123	60	12	0	2	197

国民の皆様の声の内訳

政策・制度立案への提言	24
制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	109
法令遵守違反に関するもの	1
その他	63

主な国民の皆様の声は、担当部局別に次ページ以降に添付してあります。

- 「地方」とは地方支分部局を指し、具体的には以下のとおりです。
- ・地方厚生(支)局(麻薬取締支所・分室及び都府県事務所を含む。)
 - ・都道府県労働局、労働基準監督(支)署、公共職業安定所(出張所・分室を含む)

国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

局課(室)名	大臣官房地方課労働紛争処理業務室
照会先	室長補佐 橋本 和隆 (内線:7737) 労働紛争係長 本田 真由美 (内線:7738)

平成22年1月7日～1月13日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	1件	0件	0件	0件	1件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	0件
	制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	1件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	0件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	あっせんを受理し、被申請人に連絡する際、「参加、不参加はそちらの判断」と伝えることが不参加の原因になっているのではないか。		被申請人に対して、あっせん制度が任意の制度であることを理解してもらうために伝えている旨を説明し、ご理解を得ました。
2			
3			
4			
5			

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

平成23年1月7日～1月13日受付分

部局(課室)名	労働基準局
照会先	総務課 課長補佐 西岡 邦昭(内線5554) 広報係長 林田 淳一(内線5582)

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	16 件	22 件	0 件	0 件	1 件	39 件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	6 件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	18 件
	法令遵守違反に関するもの	0 件
	その他	15 件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	労働時間管理の方法として事業場へのタイムカードの設置を法律で義務付けてほしい。		労働基準法では労働時間等について規定を設けていることから、使用者は労働時間を適正に把握・管理する責務があること、また、これを踏まえて厚生労働省では、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」を定めており、この中で使用者の責務としてタイムカード等客観的な記録により労働時間を適正に把握・管理する必要があるとしていることなどを説明し、御理解を求めました。
2	10年前の賃金未払があるが、賃金の請求は時効のためできないと聞いた。なんとかならないか。		賃金の請求権について時効制度が設けられている趣旨等を説明し、御理解いただきました。
3	労働基準監督官から就業規則の作成・届出をするよう文書を受け取った。このような文書を受け取ったのは初めてなのだが、どのような権限に基づいて行っているのか。		労働基準監督官は、労働基準法に基づき、事業場等に臨検し、帳簿や書類の提出を求め、使用者又は労働者に対して尋問を行うことができる旨を説明し、御理解いただきました。
4	無断欠勤し、そのまま退職してしまう労働者がいる。事業場として大変迷惑している。労働基準法に労働者の退職の申出に関する規則を作り、守らせるべきである。		退職(雇用の解約の申入れ)に関しては、民法に規定されていることなど御説明いたしました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
5	時間単位の年次有給休暇をとろうとしたら、「労使協定がないので取れない」と言われたが本当にそうなのか。時間単位で取るにはどうしたらいいか。		年次有給休暇は、労働者の心身の疲労を回復させ、労働力の維持向上を図る等のため、原則として1日を単位として付与されること、ただし、労使協定を締結した場合は年に5日を限度として時間単位で与えることができることなどを説明し、御理解を求めました。
6	じん肺に関する健康管理の実施状況を毎年、「じん肺健康管理実施状況報告」により報告することになっているが、常時粉じん作業に従事している労働者がじん肺管理区分1の者しかいない場合は、3年に1回しかじん肺健診を義務付けていないのだから、じん肺健診を実施した年だけ報告することで良いのではないか。		じん肺健康管理実施状況報告は、じん肺健診の結果を把握するだけでなく、粉じん作業に従事している労働者の方々の人数を把握するための報告でもあるため、毎年報告を求めていることなどを説明し、御理解いただきました。
7	分割納付している労働保険料の3期分の納付書が届いたが納付期限がわからない。例えば納付書のどこかに納付期限を記載していただきたい。		送付している封筒の裏面に各期の法定納期が印刷されていること、併せて、年度更新時(6~7月)のパンフレットや厚生労働省ホームページなどでも御案内していることを説明し、御理解いただきました。
8	ずっと九州に住んでいて、九州ではない地域の派遣会社に登録し、派遣先の九州の会社で工作中ケガをした。療養補償給付の請求書は派遣会社を管轄する監督署へ提出しなければいけないのか。		労災保険制度は派遣元事業主に加入する義務があり、派遣元事業を労災保険の適用事業としていることから、派遣会社の所管する監督署に対し、療養補償給付の請求を行う必要があること、療養補償給付の請求書は郵送でも受付けていることなどを説明し、御理解を求めました。
9	労災年金の支給決定通知を受け取ったが、印刷されている説明書きの字が薄いピンク色であるため読みづらい。どうにかならないか。		労災年金の支給決定通知書の文字については、平成23年5月中旬を目途に、黒色で印刷するようシステムを改修していることを説明し、御理解いただきました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

平成22年1月7日～1月13日受付分

部局(課室)名	職業安定局
照会先	中央職業安定監察官室 中央職業安定監察官 高崎 雅之(内線5653) (直通:03-3502-6768)

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	105 件	33 件	12 件	0 件	1 件	151 件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	16 件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	89 件
	法令遵守違反に関するもの	0 件
	その他	46 件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	求人票には年齢不問と書いてあるにもかかわらず、現実的には年齢制限があり、改善してほしい。		雇用対策法により、労働者一人一人に均等な機会が与えられるよう、労働者の募集・採用における年齢制限を原則禁止しており、昨年10月には事業主向けパンフレットを改訂し、より一層の事業主への周知啓発に努めているところです。
2	新しい求人検索端末は操作が複雑で時間がかかる。		新しい求人検索装置については、求人検索をより詳細に行えるよう機能を追加しているため、当分の間は操作方法をご案内するための職員を必要に応じて配置することとしております。わかりにくいことがございましたら、お近くの職員にお尋ねください。
3	ハローワークの求人を増やしてほしい。		現在、ハローワークでは、求人を確保するため、求人開拓推進員を配置し、企業訪問を実施しております。引き続き求人開拓のための努力をする旨ご説明し、ご理解いただきました。
4	自己都合で離職した場合、失業保険の給付に3ヶ月の給付制限がかかるが、この給付制限をなくしてほしい。		雇用保険制度の趣旨は、労働者の生活及び雇用の安定と就職促進のために、失業された方や教育訓練を受けられる方等に対して、失業等給付を支給するものであり、自己都合による離職は、任意的な離職であることから、給付制限を設けている旨ご説明し、ご理解いただきました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
5	社会保険未加入と言うことで求人が受け付けられないのは納得がいかない。		厚生年金保険および健康保険は、所定の要件を満たした場合には法令により加入が義務づけられている事項です。また、求職者の関心も高く、重要な労働条件となっている旨ご説明し、ご理解いただきました。
6	ハローワークの駐車場が混んでいる。改善して欲しい。		該当ハローワークの駐車場は、収容台数が限られており、近隣にも駐車スペースがなくご迷惑をおかけしています。ご来所の際は、なるべく公共交通機関をご利用いただくようご説明し、ご理解いただきました。
7	このたびハローワークの紹介により就職できました。担当の方に親身に相談に乗っていただきました。仕事に就くありがたさを痛感いたしました。ありがとうございました。		今後もお役に立てるよう、いただいたご意見を該当ハローワーク職員で共有いたしました。
8	ハローワークの庁舎内に寒いところがあるので、改善してほしい。		ハローワークを含む公共施設では、地球温暖化防止、CO2削減に配慮しつつ、利用者の皆様が快適に過ごすことができるよう、空調設備の設定温度を19度に設定しております。
9	新しい求人検索端末を早く導入して欲しい。		該当労働局では、本年1月31日よりすべてのハローワークに新しい求人検索端末を導入することとなりました。新しい求人検索機は、求人検索をより詳細に行えるよう機能を追加しております。今後ともハローワークのご利用をお願いします。
10	トイレ内からタバコのおいがすることがある。喫煙防止のため、禁煙箇所にはその旨しっかり明示してほしい。		いただいたご意見を踏まえ、直ちに当該ハローワークのトイレ内に「禁煙」のお知らせを張り出した旨ご説明し、ご理解いただきました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

部局(課室)名	雇用均等・児童家庭局
照会先	雇用均等・児童家庭局 雇用均等政策課長補佐 中山 理(内7832) 電話:03-3595-3271 FAX:03-3502-6762

平成23年1月7日～1月13日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	1件	2件	0件	0件	0件	3件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	1件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	1件
	その他	1件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	求人情報誌に掲載している中小零細企業の求人は、男性でも可能と思われる職種であっても、応募したら女性しか採用しないと言われる場合もあるが、これは男女雇用機会均等法違反ではないか。このことを、県や市、ハローワークや監督署に10年以上も言い続けてきたが一向に改善されない。行政からの生ぬるい指導では就職できずに自殺する男性が後を絶たないので、新聞等広告媒体で是正勧告するなど、もっと効果的に指導すべきである。		男女雇用機会均等法違反の事実が認められる企業に対しては、雇用均等室において厳正に法違反の是正を行っていることを説明し、ご理解をいただきました。
2	職場における男女差別の問題よりも先に、性別役割分担意識等の社会全体における男女差別意識を解消していく必要があると考えますが、労働局では対策を行わないのか。		労働局では均等法等の施行業務を行っているため、社会全体のことに取り組む体制とはなっていないことを説明の上、ご指摘の点については、国全体として取り組むべき問題であるため、本省に伝える旨回答しました。
3	最近、労働基準監督署の指導を受けて変更した労働条件通知書について、雇用均等室から再度変更が必要であると指摘された。同じ労働局でありながら別々に来訪し、違う内容の指導をするのはおかしい。		パート法第6条について改めて説明し、併せて労働基準監督署と雇用均等室は所掌業務が異なること、異なる法律に基づき訪問・指導を行うことを説明し、理解をいただきました。
4			
5			

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

部局(課室)名	保険局
照会先	総務課 課長補佐 尾崎 (内線3216)

平成23年1月7日～1月13日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	1件	2件	0件	0件	0件	3件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	1件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	1件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	1件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	「C106在宅自己導尿指導管理料」の診療報酬点数が月1,800点とされているのは高すぎる。 私は前立腺の疾患で在宅自己導尿を行っているが、実際にカテーテルを使用して排尿するのは月に1～2回、場合によっては0回の月もある。このように頻度の少ない患者についても一律、1,800点が算定されることは納得できない。 また、在宅自己導尿の導入時には必要な、医師による教育や注意点等の指示も、患者が導尿の方法に慣れてくれば、頻度や量も減ってくるにもかかわらず、ずっと点数が変わらないのは納得できない。実施期間に応じた段階的な点数の設定が必要ではないか。「国民の皆様の声」として意見をあげてほしい。		在宅自己導尿指導管理料について、算定要件を説明するとともに、所定点数にはカテーテルの費用など、いくつかの項目が含まれる旨を説明させていただきました。 説明事項については理解していただきましたが、診療報酬点数については意見したいとの申し出があったため、厚生労働省本省保険局に「国民の皆様の声」として報告することでご了承をいただきました。
2	医療機関を受診した際に、医療費の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していくという観点から、明細書の発行が義務化されているのであれば、公費負担のみで自己負担がない患者に対しても、明細書発行の主旨から自己負担のある患者と同様に明細書を交付するよう義務化してほしい。		現在の明細書発行の取扱について説明しました。併せて、貴重なご意見として拝聴しましたので、ご意見を厚生労働省へ報告させていただく旨お伝えしました。
3			
4			
5			

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。